

Weekly Report

第422号
平成29年8月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「つみたてNISA」に関するQ&A

29年度税制改正では、新たなNISA制度（少額投資非課税制度）として長期の積立・分散投資に適した「つみたてNISA」が創設され、来年からスタートします（受付は10月から開始）。

◆Q&A

Q. つみたてNISAとは、どんな制度？

A. 年間40万円を投資上限として、一定の投資信託等を定期かつ継続的な方法（積立投資）で買い付けた場合に、配当や売買益が最長20年間非課税となる制度です。なお、通常のNISA（年間投資上限120万円、非課税期間5年）とは選択制となり、同一年に両方の適用はできません。

Q. つみたてNISAの投資対象となる商品とは？

A. 長期の積立・分散投資に適した投資信託・ETFで、*信託契約期間が無期限又は20年以上、*分配頻度が毎月でない、などの一定要件を満たすものが対象となります（1ヶ月に1回など定期的に一定金額の買い付けを行う積立

投資に限る）。

Q. 既にNISA口座を開設している場合に、つみたてNISAを始めるにはどうすればいい？

A. 同じ金融機関でつみたてNISAを設定する場合は、通常のNISAからの切り替え手続きを行う必要があります。ただし、切り替える年に通常のNISAで買付けを行っていた場合は、その年中は切り替えを行うことができません。

Q. 非課税期間（20年間）終了後はどうなる？

A. 買付けた投資信託等は、課税口座（特定口座や一般口座など）に移ります。なお、通常のNISAとは異なり、ロールオーバー（翌年の非課税枠を利用して継続保有すること）はできません。

倒産防止共済の前納減額金に係る見直し

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先が倒産した場合に、掛金総額の10倍を限度（最高8千万円）とした貸付などが受けられる制度です。

同制度では掛金を前納した場合に、掛金月額と前納期間に応じた前納減額金（割引金）が契約者に支払われます（3月末時点で前納減額金が合計5千万円未満の場合は翌年に持ち越し）。

制度改正により、前納減額金の算定に用いる掛金の減額率が「0.9/1000」（現行5/1000）に引下げとなり、契約者の受取額が減少します。この改正は、29年11月以降に前納した分から適用されます（10月までは現行の減額率を適用）。

納め忘れの年金保険料は「後納制度」を利用

今月から老齢年金の受給資格期間が原則10年（120月）以上に短縮されましたが、満額の老齢基礎年金を受け取るには、国民年金保険料を40年間、納付している必要があります。

保険料の納め忘れなどで未納となっている期間がある場合は、原則として納付期限から2年過ぎると時効によって納付できなくなりますが、30年9月までの時限措置として「5年の後納制度」が実施されており、5年前まで遡って保険料の納付ができます。